

学校栄養職員歴により免許状を取得する方法（法附則第 17 項）

免許状取得に必要な基礎資格、最低在職年数及び最低修得単位数

基礎資格	栄養教諭二種免許状	栄養士の免許を受けていること又は管理栄養士の免許を受けていること
	栄養教諭一種免許状	管理栄養士の免許を受けていること又は管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けていること

科目	免許状の種類	
	一種 ※ 1	二種 ※ 1
基礎資格取得後、学校栄養職員として良好な成績で勤務した 在職年数	3	3
基礎資格取得後、大学等において修得を必要とする総最 低修得単位数	10	8

栄養に係る 教育に関する科目 ※2	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項		2	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
	食生活に関する歴史的及び文化的事項			
	食に関する指導の方法に関する事項			
			8	6
養護教諭・ 栄養教諭の 教育の基礎 的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目		1 単位以上	1 単位以上
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目		1 単位以上	1 単位以上
	教育実践に関する科目	栄養教育実習	1 単位以上	1 単位以上

〔法附則第 17 項、施行規則附則第 6 項〕

※ 1 この表の規定により一種又は二種免許状を受けようとする者が、教諭又は養護教諭の免許状を有するときは、最低在職年数 3 年に満たない場合も満たすものとし（1 年未満の期間も含む。）、総最低修得単位数の 10 単位及び 8 単位は「2 単位」と読み替える。

〔法附則第 17 項の表備考第 2 号〕

この場合の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目について、2 単位以上を修得すること。

〔施行規則附則第 6 項の表備考第 5 号〕

※ 2 栄養に係る教育に関する科目は、4 つの事項を含んで修得すること。

◇ 各単位は、免許法認定講習、大学の公開講座又は通信教育等において修得した単位をもって替えることができる。

〔別表第 3 備考第 6 号〕

◇ 栄養教育実習の単位は、栄養の指導を行う特別非常勤講師の在職経験がある場合、1 年につき 1 単位の割合で、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位をもってこれに替えることができる。

〔施行規則附則第 6 項の表備考第 4 号〕